

ゴルフ場受入環境整備支援事業助成金交付要綱 新旧対照表

(傍線部は改正部分)

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「ゴルフ旅行商品」とは、ソウル線を往復利用し、新潟県内に1泊以上宿泊するとともに、新潟県内のゴルフ場でのプレーを含む旅行商品であって、新潟空港、宿泊施設及びゴルフ場間の移動を伴うものをいう。</p> <p>なお、当該旅行商品は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく募集型企画旅行又は受注型企画旅行として造成されたもののほか、同法に基づく旅行業又は旅行サービス手配業の登録を受けた事業者その他会長が適当と認める団体により手配された旅行とする。</p> <p>(2) 「外国人ゴルフ旅行客」とは、訪日外国人であって、ゴルフを主目的として来訪する者をいう。</p> <p>(3) 「受入環境整備」とは、外国人ゴルフ旅行客の利便性向上や満足度向上を目的とした、多言語対応や情報発信等の取組をいう。</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和8年6月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「ゴルフ旅行商品」とは、ソウル線を往復利用し、新潟県内に1泊以上宿泊するとともに、新潟県内のゴルフ場でのプレーを含む旅行商品であって、新潟空港、宿泊施設及びゴルフ場間の移動を伴うものをいう。</p> <p>なお、当該旅行商品は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく募集型企画旅行又は受注型企画旅行として造成されたもの及び同法に基づく旅行サービス手配業の登録を受けた事業者により手配された旅行とする。</p> <p>(2) 「外国人ゴルフ旅行客」とは、訪日外国人であって、ゴルフを主目的として来訪する者をいう。</p> <p>(3) 「受入環境整備」とは、外国人ゴルフ旅行客の利便性向上や満足度向上を目的とした、多言語対応や情報発信等の取組をいう。</p> <p>第3条～第13条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p>